

II 北海道農業・農村を取り巻く情勢と展開方向

1 燃油・飼料・肥料の価格高騰を巡る動き

- 新型コロナウイルス感染症からの経済回復やウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化、世界的な穀物需要の増加により、燃油・飼料・肥料の価格が高騰し、農業経営に影響
- こうした影響に対応するため、国の緊急対策を活用しながら、道の高騰対策を通じて、農業者への経営支援、生産の維持・拡大に向けた各種支援を実施
- 農業者の生産資材価格高騰に係る影響を緩和するとともに、輸入飼料に依存しない足腰の強い本道農業の推進を図る

(1) 農業分野における原油価格・物価高騰の影響と課題

燃油価格の高騰

- 新型コロナウイルス感染症からの経済回復による国際的なエネルギー需要の増加や国際情勢の変化により、燃油の取引価格が高騰(令和3年比10.7%増)
- 施設園芸は経営費に占める燃料費が高く、また寒冷地である本道は、燃料費高騰の影響を受けやすい農業経営体であり、燃料費の低減に向けた対策が必要。

配合飼料価格の高騰

- 世界的な穀物需要の増加や生産国の作況悪化への懸念、海上運賃の上昇により、とうもろこし等の飼料価格が高騰。(令和3年比48.1%増)
- 道内酪農畜産における飼料の自給率は52%であり、特に飼料穀物は輸入への依存度が高く、価格高騰の影響を受け易いため、道産飼料の安定供給体制の確立が課題。

肥料価格の高騰

- 世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇、ロシアによるウクライナ侵略、中国による輸出検査の厳格化などの影響を受け、道内の令和4肥料年度の肥料価格は前年度比178.5%に高騰。令和5肥料年度は、令和4年度肥料年度より低下しているものの、令和3肥料年度比で144%と高止まっている。(※肥料年度 6月～翌年5月)
- 日本は肥料原料の大半を輸入に依存しており、外的要因の影響を受けやすいことから、直面する肥料高騰への対策と併せて、土壌診断による肥料使用量の低減や国内肥料資源の利用拡大などが必要。

(2) 農業分野における物価高騰等対策事業(国)

- 配合飼料価格の高騰など生産コストの急激な上昇の影響を受けている畜産・酪農経営を緊急的に支援。
- 飼料高騰、需給緩和等により、収益性が悪化している酪農経営については、購入粗飼料高騰対策や消費拡大対策、経営再建対策を措置。
- 併せて、国民の方々の理解と協力の下で飼料コストの増嵩分などを販売価格に反映しやすくするための価格転嫁を促進する環境整備を図る。

【1. 配合飼料価格高騰対策】

令和4年度第4四半期対策
【予備費：965億円の内数】

(1)概要：配合飼料価格の高止まりによる生産者の実負担額増加を抑制するため、令和4年度第3四半期に引き続き、配合飼料価格安定制度による補填金とは別に、令和4年度第4四半期に生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補填金を交付。

(2)対象者：配合飼料価格安定制度加入者

(3)要件：生産コスト削減に取り組むこと等

(4)補填単価：8,500円/トン

令和5年度第1四半期以降対策(新特例)
【予備費：965億円の内数】

(1)概要：現行制度では、配合飼料価格が上昇した後に高止まると、補填が発動せず、生産者の実負担額が急増する可能性。こうした状況においても畜産経営への影響を緩和するため、制度に「新たな特例」を設けて、生産者に補填金を交付。

(2)対象者：配合飼料価格安定制度加入者

(3)要件：①2年間以上連続で補填が発動
②異常補填が発動しない等

(4)補填単価：輸入原料価格の当該四半期と直前2.5年間の平均価格との差額(ただし、前期の3/4を上限とする)

【2. 低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策】

【ALIC事業費：9.4億円】

(1)概要：飼料コストの低減を図るため、単味等のとうもろこしを用いて自家配合飼料を製造・利用した畜産農家等に対して、引き続き自家配合飼料の製造・利用を継続することを条件に、支援金を交付。

(2)対象者：自家配合飼料の製造・利用者

(3)要件：①自家配合飼料用のとうもろこし購入
②飼料製造設備の固定資産登録等

(4)交付単価：令和4年度の単味等のとうもろこしの調達数量1トン当たり1,200円
(とうもろこし国内調達経費の増加相当分の一部を支援)

【3. 酪農緊急対策】

国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策
【予備費：965億円の内数】

(1)概要：生産コストの削減や国産粗飼料の利用拡大に継続して取り組む酪農経営に対し、購入粗飼料等のコスト上昇分の一部に対する補填金を交付。

(2)対象者：酪農家

(3)要件：国産粗飼料の利用拡大に取り組むこと等

(4)補填単価：都府県10,000円/頭
北海道7,200円/頭

消費拡大緊急対策
【ALIC事業費：9.1億円】

(1)概要：新たな需要開拓のため、訪日外国人観光客や、子ども食堂をターゲットとして牛乳を安価に提供する活動等を支援。

(2)目標消費拡大量：生乳換算5,000トン

(3)対象者：訪日外国人観光客、子ども食堂等

(4)要件：
・空港、温泉等で訪日外国人観光客に牛乳を安価に提供
・訪日外国人の人気スポットでキッチンカー等により国産の生クリームやナチュラルチーズを使った料理等を提供
・輸出先国における牛乳等のプロモーション
・乳業メーカー等が子ども食堂等に牛乳を安価に提供等

(5)補助率：定額、1/2以内

経営再建緊急対策
経営分析・経営転換への支援
【R4補正予算(所要額)：555億円の内数】

(1)概要：R4補正予算の畜産クラスター事業で、経営コンサル等の経営分析を受ける費用を支援するほか、同事業に「経営転換推進枠」を新設し、子牛の哺育育成などの搾乳を行う酪農以外の経営に転換するために必要な施設整備や機械導入等を支援。

(2)対象者：畜産クラスター協議会に参画する酪農家

(3)要件：地域の連携による生産性の向上、酪農以外の畜産経営への転換

(4)補助率：定額、1/2以内

乳用牛の繁殖等効率化の推進
【ALIC事業費：65億円の内数】

(1)概要：性選別精液を使用したにもかかわらず雄のヌレ子が生まれた場合等に、意欲的な生産者の経営努力を後押しすべく、次回性の選別精液利用代を支援。

(2)対象者：牛群検定に参加する酪農家等

(3)要件：性選別精液又は調整交配用精液を用いて雄子牛が生産されたことが確認できること等

(4)交付単価：6,000円/頭

【4. 価格転嫁対策】

○ 生産・加工・流通・消費等にかかわる幅広い関係者からなる協議会を設置し、国民の方々の理解と協力の下で飼料コストの増嵩分などを販売価格に反映しやすくするための環境整備を図る。

・広報資料の作成・配付/消費者向けの説明会等の開催

・飼料価格上昇に伴う生産コスト増の見える化

・生乳取引価格に配合飼料価格の変化等を反映できる方法の検討等

【5. その他】

金融支援

○ 昨年11月及び本年3月に、畜産経営者に対する既貸付金の償還猶予等への対応を金融機関等に要請。

○ 畜産特別資金、経営体育成強化資金などの借換資金が利用可能。

○ 農林漁業セーフティネット資金等の貸付当初5年間の実質無利子・無担保化措置については、令和5年度当初においても措置を継続。

【肥料高騰対策】

肥料価格高騰対策事業
【予備費：787.8億円】

(1)概要：肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割提言の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援。

(2)対象者：農業者の組織する団体等

(3)支援額：本年の肥料費に対して前年からの価格上昇率や使用量低減率(化学肥料低減の取組)により、肥料費の増加額を算定し、その7割を補填。

(3) 農業分野における物価高騰等対策事業(道)

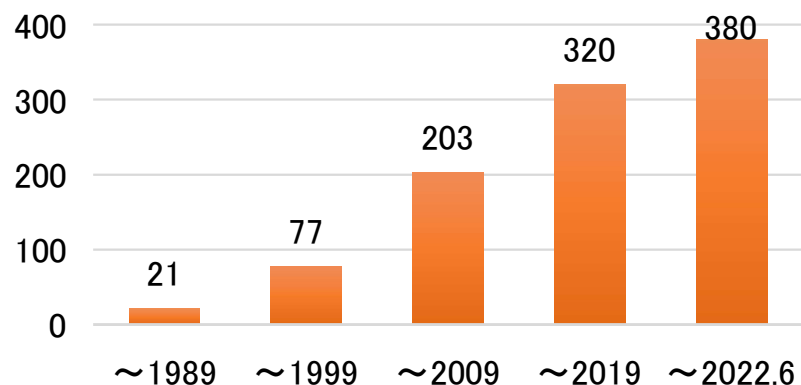
		令和4年度の対策			令和5年度の対策	
		第2回定例議会(6月)	第3回定例議会(10月)	第4回定例議会(12月)	当初・第5回定例議会(2月)	第1回臨時議会(5月)
酪農支援	酪農	自給飼料生産利用推進緊急対策事業【1億円】 ○道産飼料の安定供給体制を確立するため、飼料生産用機械等の導入を支援 ・ <u>子実用とうもろこし、飼料用米関連機械等の導入補助率1/2以内</u>	酪農畜産経営安定化支援緊急対策事業【24億円】 ○飼料価格の高騰による酪農・畜産経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の生産者積立金を全額支援 ・ <u>生産者積立金を全額支援 600円/ト</u> ○生乳の需給安定を図るため、道産チーズの需要を拡大 ・ <u>宅配ピザ事業者との連携による道産チーズの需要開拓</u> ・ <u>家庭用道産チーズの消費拡大</u>	酪農生産基盤確保対策事業【32億円】 ○本道の酪農経営の維持・発展を図るため、飼料価格の高騰の影響を受ける酪農家が行う優良な乳用牛群を確保するための経費を支援 ・ <u>繁殖経費を支援 6,800円/頭</u> (・飼料価格高騰緊急対策事業の7,200円/頭と合わせて14,000円/頭)	配合飼料高騰対策緊急支援事業【25億円】 ○飼料価格の高騰による酪農・畜産経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の生産者積立金を全額支援 ・ <u>生産者積立金を全額支援 600円/ト</u> 酪農生産基盤確保対策事業【33億円】 ○本道酪農の維持発展を図るため、優良後継牛の確保するための繁殖経費を支援 ・ <u>繁殖経費を支援 6,800円/頭</u>	
	肥料	化学肥料購入支援金給付事業【21億円】 ○肥料購入に係る農家負担を軽減するため、支援金を給付 ・ <u>農業者の肥料購入費 3,125円/ト</u>	化学肥料購入支援金給付事業【21億円】 ○肥料購入に係る農家負担を軽減するため、支援金を給付 ・ <u>農業者の肥料購入費 3,125円/ト</u>	土壌診断体制整備緊急支援事業【5千万円】 ○化学肥料の高騰を踏まえ、適正な施肥量を導き出す土壌診断の増加に対応するため、診断実施団体が行う分析機器の導入を支援 ・ <u>土壌分析機器、周辺機器の導入補助率1/2以内</u>	農業近代化資金利子補給金【1.5億円】 ○農業者等の資金借入に対する支援(物価高騰の影響を踏まえ融資枠を拡大) ・ <u>融資枠 40億円</u> ※肥料のほか施設・資機材等が対象	第2回定例議会(7月) 肥料価格高騰緊急対策事業【20.9億円】 ○価格高騰の影響を受けている肥料の営農経費に対し支援金を給付。 ・ <u>農業者の肥料購入費 3,125円/ト</u>
消費拡大	燃料・電気・ガス等	施設園芸エネルギー転換促進事業【2.5億円】 ○施設園芸に係る省エネ機器・設備等の導入を支援 ・ <u>無加温ハウスの整備、省エネ機器や資材等の導入補助率1/2以内</u>	農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業【2.3億円】 ○土地改良区における農業水利施設の適切な維持管理に向けて、電気料金の高騰分を全額支援 ・ <u>令和4年の農業用水使用期間の電気料金高騰分補助率10/10</u>		農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業等【2.6億円】 ○土地改良区等における農業水利施設の適切な維持管理に向けて電気料金の高騰分を支援 ・ <u>令和5年の農業用水使用期間の電気料金高騰分補助率7/10以内</u>	
	消費拡大			てん菜糖消費拡大推進事業【1千万円】 ○本道のてん菜生産・製糖を維持するため、道産てん菜を原料とする砂糖の消費拡大を図るための取組を実施 ・ <u>道産砂糖を利用した商品の情報発信</u>	牛乳乳製品購入業務【-】 ○農業団体と協調して子ども食堂や児童養護施設へ牛乳乳製品を配布 ・ <u>脱脂粉乳・LL牛乳の配布</u>	

2 農産物の貿易ルールを巡る動き

(1) 我が国の経済連携協定等の状況

- WTOでは、全ての加盟国の合意によって意思決定するコンセンサス方式により、貿易自由化交渉(ラウンド)を実施
- 世界のグローバル化が進み、国と国との関係が一層密接となっていることや、WTOのドーハ・ラウンド交渉がこう着状態となっていることなどから、1990年代以降、EPAやFTAの締結が急速に増加
- 我が国では、これまで24の国・地域と交渉を行い、21の国・地域でEPA・FTA等が発効・署名済
- 平成30年(2018年)12月30日にCPTPP、31年(2019年)2月1日に日EU・EPA、令和2年(2020年)1月1日に日米貿易協定、令和4年(2022年)1月1日にRCEPが発効

■ 世界のEPA・FTA締結件数の推移(累積)



資料:農林水産省「経済連携交渉等の状況について」
(令和5年(2023年)1月)をもとに作成

■ 日本のEPA/FTAの状況

(令和5年(2023年)1月現在)

区分	相手国等
発効済・署名済(21)	シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル、TPP(署名済)、CPTPP*1、日EU・EPA、米国、英国、RCEP*2
交渉中(3)	トルコ、コロンビア、日中韓
交渉延期中又は中断(3)	GCC*3、韓国、カナダ

*1 CPTPP:豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナムが協定参加国

*2 RCEP:地域的な包括的経済連携。ASEAN10カ国、豪州、中国、日本、韓国、ニュージーランドが協定参加国

*3 GCC:湾岸協力理事会。加盟国はバーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

(2) CPTPP、日EU・EPA及び日米貿易協定による本道農業への影響

- 道では、国の算出方法に即し、合意内容の最終年における農林水産物の生産額への影響を算出。農畜産物において、CPTPPで最大470億円、日EU・EPAで最大299億円、日米貿易協定で最大371億円減少すると試算
- 関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農林漁業者の所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込んでいる

■ CPTPP、日EU・EPA及び日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響(生産減少額)

(単位:億円)

	CPTPP			日EU・EPA			日米貿易協定		
	全国	北海道	割合	全国	北海道	割合	全国	北海道	割合
農林水産物 合計	905～1,469	312～495	34%	626～1,143	214～329	29～34%	603～1,096	235～371	34～39%
農畜産物	616～1,103	293～470	43～48%	397～686	198～299	44～50%	603～1,096	235～371	34～39%
牛肉	200～399	47～94	24%	94～188	32～65	34～35%	237～474	53～106	22%
豚肉	124～248	9～17	7%	118～236	8～16	7%	109～217	8～15	7%
牛乳・ 乳製品	199～314	182～280	89～91%	134～203	124～184	91～93%	161～246	149～223	91～93%

資料:北海道「TPP11及び日EU・EPAによる北海道への影響について」(平成30年(2018年)2月)、
「日米貿易協定による北海道への影響について」(令和元年(2019年)11月)

(3)TPP等関連対策

- 本道農業が、安全・安心で良質な農畜産物の安定供給や、地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境下においても、生産者が将来に希望を持ち、安心して経営に取り組んでいくことが何よりも重要
- 国では、農業の体質強化や経営安定など、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づくTPP等関連対策の予算を措置
- 道では、協定の発効による影響を継続的に把握し、国の施策などを活用し、生産基盤の整備、多様な担い手の育成・確保、スマート農業の推進、輸出の拡大など、本道農業の生産力と競争力の一層の強化に向けた取組を推進

■ 総合的なTPP等関連政策大綱の概要(農業分野関係)

1 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
 - ・経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地の更なる大区画化・汎用化 など
- マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備
 - ・海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)による支援、有機等の国際的認証取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した物流の構築 など
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
 - ・高性能な機械・施設の導入、高収益作物・栽培体系への転換、新市場獲得に向けた拠点整備、スマート農業実証の加速化 など
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
 - ・中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充、食肉処理施設・乳業工場の再編整備、肉用牛・酪農経営の増頭・増産対策 など

2 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

- 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の経営安定・安定供給のための対策を継続
 - ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ
 - ・国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施
 - ・パスタ・菓子製造等の経営改善を特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援措置により促進
 - ・法制化し、補填率を引き上げた牛・豚マルキンの両交付金制度を引き続き適切に実施
 - ・液状乳製品を追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度を着実に実施
 - ・加糖調製品から調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施

3 知的財産

- 地理的表示、植物新品種・和牛遺伝資源保護関係
 - ・地理的表示の登録、優良な植物新品種の海外流出防止や海外における品種登録の促進、和牛遺伝資源の流通管理対策 など

3 国の農政の主な動き

(1) 食料・農業・農村基本計画

- 食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、国が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更
- 令和2年(2020年)3月25日の食料・農業・農村政策審議会で新たな基本計画が答申され、同年3月31日に閣議決定

■ 食料・農業・農村基本計画のポイント(令和2年(2020年)3月31日閣議決定)

基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」とを車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、**食料自給率の向上と食料安全保障を確立**

《施策推進の基本的な視点》

- ・ 消費者や実需者のニーズに即した施策
- ・ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ・ 人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ・ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ・ 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ・ 災害や家畜疾病等の農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ・ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ・ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

食料・農業・農村をめぐる情勢

- 農政改革の着実な進展
 - ・ 農林水産物・食品輸出額、生産農業所得、若者の新規就農の増加
- 国内外の環境変化
 - ・ 国内市場の減少と海外市場の拡大
 - ・ TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
 - ・ 頻発する大規模自然災害、新たな感染症
 - ・ CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応
- 生産基盤の脆弱化
 - ・ 農業就業者数や農地面積の大幅な減少

食料自給率の目標

【カロリーベース】37%(2018) → 45%(2030) 【生産額ベース】66%(2018) → 75%(2030)
〔食料安全保障の状況进行评估〕 〔経済活動の状況进行评估〕

講ずべき施策

[食料の安定供給の確保]

- 新たな価値の創出による需要の開拓
- グローバルマーケットの戦略的な開拓
- 消費者と食・農とのつながりの深化
- 食品安全確保と消費者の信頼確保
- 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
- TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

[農業の持続的な発展]

- 担い手の育成・確保
- 多様な人材や主体の活躍
- 農地集積・集約化と農地の確保
- 農業経営の安定化
- 農業生産基盤の整備
- 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
- 農業生産・流通現場のイノベーションの促進
- 環境政策の推進

[農村の振興]

- 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
- 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
- 農村を支える新たな動きや活力の創出
- 上記施策を進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

3 国の農政の主な動き

(2) 食料・農業・農村基本法の見直し

- 国際的な食料生産の不安定化、農業従事者の減少等を踏まえ、平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、国では、食料・農業・農村基本法の見直しを検討
- この見直しの方向性について、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で取りまとめ

■ 食料・農業・農村政策の新たな展開方向のポイント

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

○ 食料安全保障の定義

食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、**平時からの食料安全保障**を確保。

○ 輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化

小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の**国内農業生産の増大**や**飼料、肥料等の生産資材の確保**を図るとともに、**輸入の安定確保**や**備蓄の有効活用等も重視**。

○ 海外市場も視野に入れた産業に転換

輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保。

○ 適正な価格形成に向けた食料システムの構築

持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの**各段階で適正な価格形成の実現**。

○ 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

買い物弱者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康な食生活が送れるよう**地域の食品事業者による供給体制を整備**。

環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

○ 環境と調和のとれた食料システムの確立

- ・環境負荷低減等を行う**持続的な農業を主流化**。
- ・農業生産、加工、流通、小売を含む**食料システム全体でグリーン化**。

人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

～急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立～

○ 人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立

- ・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の**受け皿となる経営体等（担い手）の育成・確保**。
- ・**農業法人等の経営基盤の強化**。
- ・地域の話し合いを基に、担い手に加え、**多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産**につなげる。

○ スマート農業などによる生産性の向上

- ・**スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保**。
- ・**農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保**。

○ 家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護等

～農村人口減少の中での農村集落機能の維持～

○ 農村コミュニティの維持

- ・イノベーションによる**ビジネス創出や情報基盤整備等**により都市から**農村への移住、関係人口の増加等**を図る。

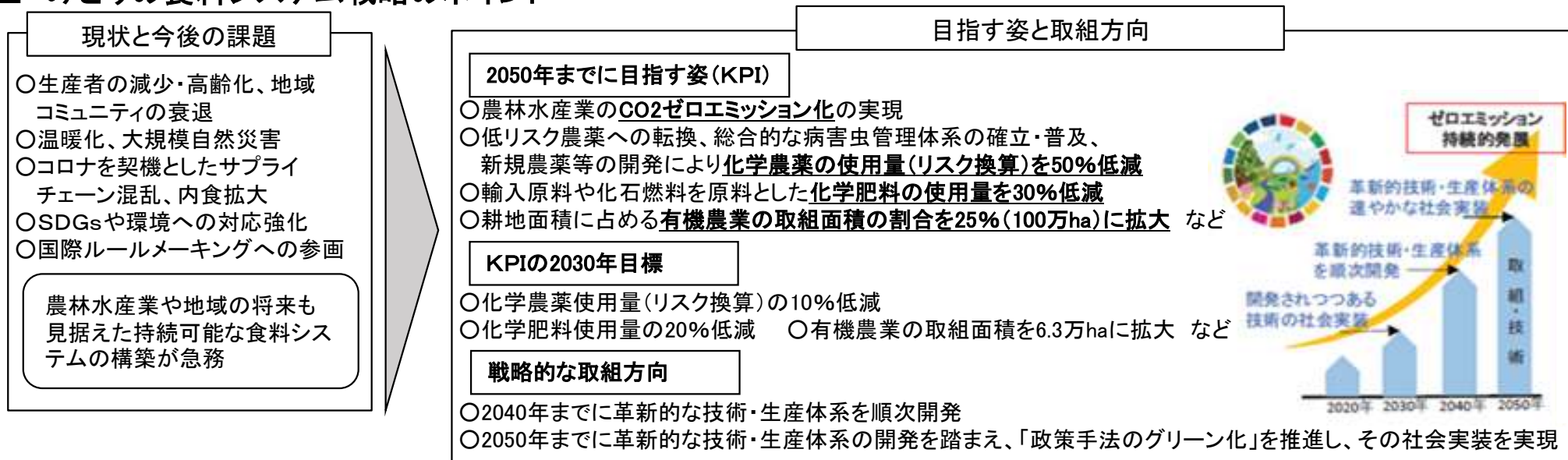
○ 農村インフラの機能確保

- ・集落機能の低下が懸念される地域においても、**農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理**を図る。

(3)みどりの食料システム戦略の策定等

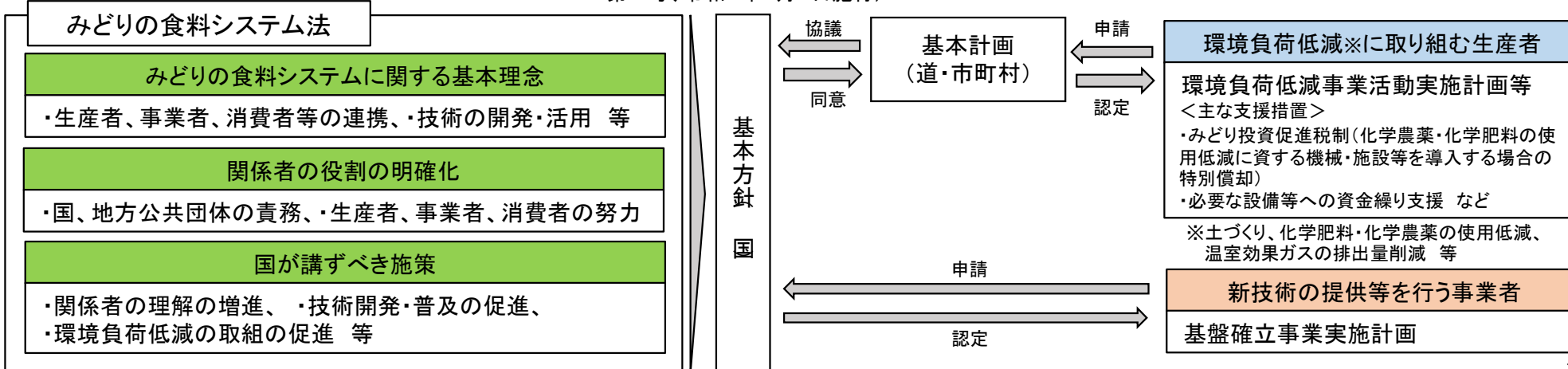
- 令和3年(2021年)5月、国は、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定。中長期的な観点からカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進
- 令和4年(2022年)7月、関係者の行動変容と技術開発・普及により、環境と調和のとれた食料システムの確立を図るため、「みどりの食料システム法」を施行

■ みどりの食料システム戦略のポイント



■ みどりの食料システム法※のポイント

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行)

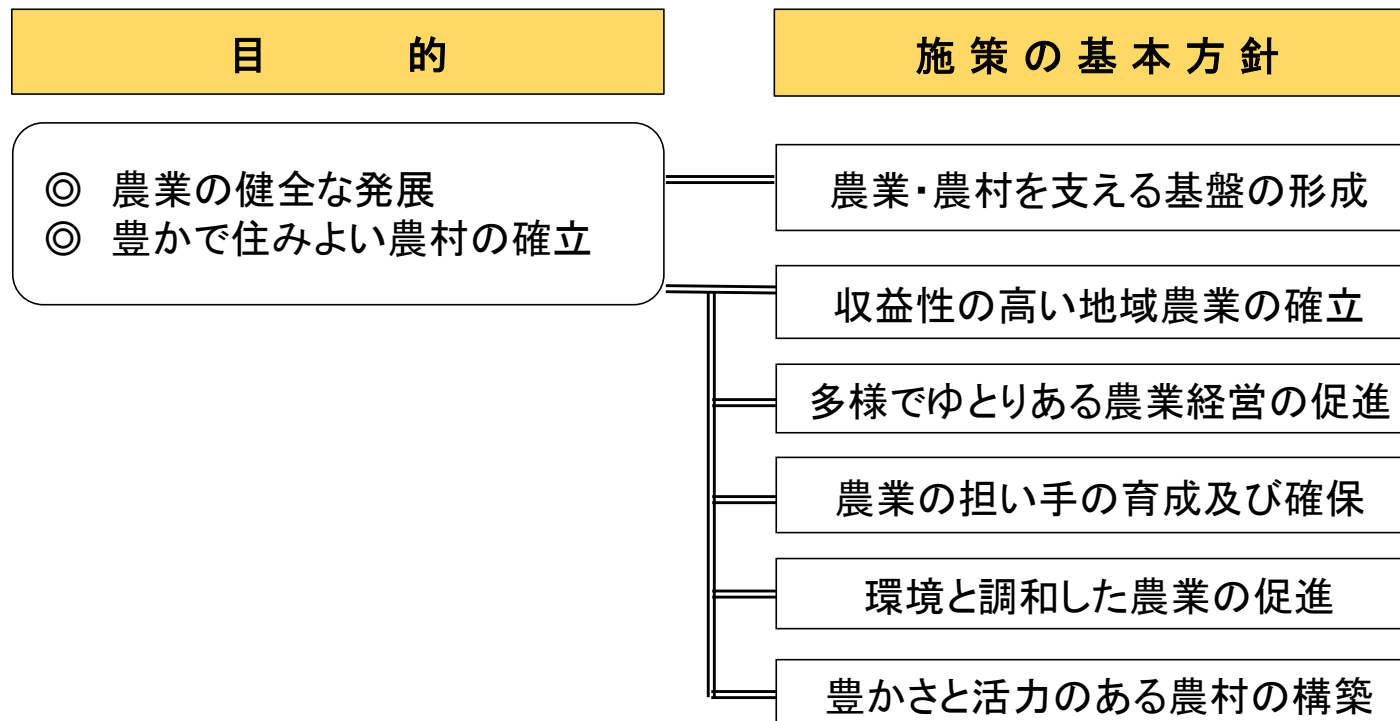


4 北海道農業・農村の振興

(1) 北海道農業・農村振興条例

- 北海道農業の健全な発展と豊かで住み良い農村の確立を目指して、平成9年(1997年)4月、道では全国初の「北海道農業・農村振興条例」を制定
- 北海道の農業・農村を貴重な財産として育み、次世代に引き継いでいくことが基本理念
- 条例では「道としての取組姿勢」や「道農政の基本的な枠組」などを定め、地域重視の考え方に立って、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 農業・農村を支える基盤を形成するため、この条例に基づき道民が農業や農村を身近に感じ、広く理解してもらうための取組を推進

■ 施策の基本方針



(2) 第6期北海道農業・農村振興推進計画

- 道では、北海道農業・農村振興条例に基づき、本道農業・農村が将来に向けて持続的に発展していけるよう、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年(2021年)3月に第6期北海道農業・農村振興推進計画を策定
- この計画は、道農政の中期的な指針としての役割を果たすもので、計画期間は令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)の5か年となっている。
 おおむね10年後の本道農業・農村の将来像を「めざす姿」として示しているほか、市町村や関係団体等が主体的な取組を行う際、参考として活用されることを期待

おおむね10年後の「めざす姿」

多様な担い手と人材が輝く力強い農業・農村

次世代の農業者をはじめ多様な担い手と人材が活躍し、北海道の潜在力をフルに発揮することで、国民全体の食、道民生活や地域経済を支える力強く魅力ある農業・農村を確立

「めざす姿」を形づくる4つの将来像

持続可能で生産性が高い農業・農村

- 農業生産基盤の強化と農業分野の技術革新が進み、生産性を高めている
- 消費者の信頼に応える安全・安心で良質な食料を安定的に生産している
- 環境と調和した持続可能な農業を展開している

国内外の需要を取り込む農業・農村

- 道産農産物等が国内外の食市場で消費者や実需者に選ばれている
- 農村地域の多様な地域資源を活用して、新たな価値が創出されている

多様な人材が活躍する農業・農村

- 家族経営などの農業経営体が、経営体質を強化しながら発展している
- 経営感覚に優れた多様な担い手が、夢と誇りを持って農業を営み、地域を力強く支えている
- 地域の営農支援組織や農業団体が、農業経営体を持続的に支えている
- 多様な人材が、培った知見や経験、能力を活かし、農業経営体と地域の成長を支えている
- 農業を中心に雇用の場や快適で安全な定住環境が整備され、人々が安心して暮らしている

道民の理解に支えられる農業・農村

- 消費者は、健康や豊かな暮らしを支える「食」の大切さを理解し、農業者との交流を通じてしっかりと信頼関係を築いている
- 地域住民は、地域の将来像を共有し、コミュニティ機能を高めながら、一体となって豊かな自然環境や美しい農村景観、特有の伝統文化を継承している
- 道民は、農業・農村の役割や重要性を十分理解し、本道農業・農村をかけがえない財産として、大切に守っている

「めざす姿」の実現に向けた施策の推進方針と展開方向

持続可能で生産性が高い農業・農村の確立

生産基盤の強化	農業生産基盤の整備の推進、優良農地の確保と適切な利用の促進、戦略的な技術開発と普及・定着
安全・安心な食料の安定生産の確保	安全・安心な食品づくりの推進、食料等の安定生産体制の整備
環境と調和した農業の推進	環境保全型農業の推進、鳥獣による農作物等被害防止対策の推進

国内外の需要を取り込む農業・農村の確立

国内外の食市場への販路の拡大	ブランド力の強化、農産物等の輸出促進
地域資源を活かした新たな価値の創出	地域ぐるみの6次産業化の推進、関連産業との連携の強化

多様な人材が活躍する農業・農村の確立

農業経営体の安定・発展	家族経営などの経営体質の強化、組織経営体の育成・発展
農業経営を担う人材の確保・定着	新規就農者の育成・確保、経営感覚を備えた農業経営者の育成、地域をリードする女性農業者の育成
地域で経営体を支える組織の育成・強化	営農支援組織の育成・強化、農業団体の機能の充実
地域農業を支える多様な人材の活躍	誰にとっても働きやすい環境づくりの推進、多様な人材の受入
快適で安心して暮らせる生活の場づくり	所得と雇用機会の確保、快適で安全な生活環境の整備

道民の理解に支えられる農業・農村の確立

愛食運動の総合的な展開	食育の推進、地産地消の推進
地域住民が一体となって創る活力ある農村	地域住民による農村づくり、多面的機能の発揮促進
道民コンセンサスの形成	都市・農村交流の促進、農業・農村の魅力の発信

5 食の安全・安心の確保

- 道では、平成17年(2005年)3月に「北海道食の安全・安心条例」を制定
- また、同年同月に「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(GM条例)を制定
- さらに、令和4年(2022年)7月にGM条例で規制する対象範囲を食用及び飼料用などに整理し、「食の安全・安心」を確保する条例であることを明確にした。

■ 「北海道食の安全・安心条例」の概要

目 的	
食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資する。	
基本理念	
① 道民の安全で安心な食品の選択の機会の確保 ② 道民の健康の保護が最も重要であるという認識 ③ 道民の要望・意見の反映と道民との協働による取組 ④ 生産から消費に至る各段階における取組	
施策等の体系	
食の安全・安心のための施策	基本的施策の推進 情報の提供、食品等の検査及び監視、人材の育成、研究開発の推進、緊急事態への対処等に関する体制の整備等
	安全で安心な食品の生産及び供給 食品の衛生管理の推進、農産物等の安全及び安心の確保、水産物の安全及び安心の確保、生産資材の適正な使用等、生産に係る環境の保全
	道民から信頼される表示及び認証の推進 適正な食品表示の促進等、道産食品の認証制度の推進
	情報及び意見の交換、相互理解の促進等 情報及び意見の交換等、食育の推進、道民からの申出、財政上の措置
北海道食の安全・安心委員会	一般的な附属機関の設置規定

■ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の概要

目 的	
○ 交雑及び混入の防止、生産上及び流通上の混乱の防止 ○ 遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整 ○ 道民の健康の保護並びに本道における産業の振興に寄与	
条例の対象	
○ カルタヘナ法の対象となる遺伝子組換え生物のうち、遺伝子組換え作物の第一種使用等の食用、飼料用、隔離ほ場における栽培	
手続き	
区 分	概 要
開放系一般栽培 許可制	① 許可を受ける者は、地域説明会を開催した後、知事に許可を申請 ② 知事は、食の安全・安心委員会の意見を聴取し、許可・不許可を決定 ③ 知事は、栽培許可者に対し、必要に応じて勧告、栽培中止命令、必要な措置命令、許可の取消しを行う。
開放系試験栽培 試験研究機関による研究ほ場における試験研究目的の栽培 届出制	① 試験研究機関は、地域説明会を開催した後、知事に届出 ② 知事は、食の安全・安心委員会の意見を聴取 ③ 知事は、届出のあった試験研究機関に対し、必要に応じて勧告、栽培中止命令、必要な措置を命令